



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当該が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課） 1

告 示

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示（職員厚生課） 2

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示（職員厚生課） 3

公 告

沖縄県平和祈念資料館の臨時休館について（女性力・平和推進課） 3

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 3

都市計画の変更の案の縦覧・6件（都市計画・モノレール課） 3

特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） 5

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 6

監査委員事項

定期監査の結果に基づき講じた措置の公表 8

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第29号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「送致され、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の2の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第268号

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を改正する告示

年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成4年沖縄県告示第532号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項に係る部分を除く。）の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の本則の表（20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項最低限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項に係る部分に限る。）の規定は、令和4年7月12日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第269号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額の一部を改正する告示

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める介護補償の額（平成8年沖縄県告示第628号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年7月12日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の本則の表の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

公 告

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

臨時休館日 令和4年12月1日から令和5年4月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎3番35
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 芳井敬一
 - 3 法第8条第1項の規定による豊見城市的意見の概要 意見なし
 - 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
 - 5 縦覧期間 令和4年7月12日から同年8月12日まで
 - 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域 本部町の全域
 - 3 縦覧期間 令和4年7月12日から同月26日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び本部町建設課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 名護市の全域
 - 3 縦覧期間 令和4年7月12日から同月26日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び名護市建設部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町及び北谷町の全域
 - 3 縦覧期間 令和4年7月12日から同月26日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、沖縄市建設部都市整備室、うるま市都市建設部都市政策課、読谷村建設整備部都市計画課、嘉手納町都市建設課及び北谷町建設経済部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 南城市的行政区域の一部（沖縄本島以外の島しょを除く区域）
 - 3 縦覧期間 令和4年7月12日から同月26日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南城市土木建築部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古島市の一部（伊良部区域を除く。）
 - 3 縦覧期間 令和4年7月12日から同月26日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を変更する土地の区域 石垣島の全域
 - 3 縦覧期間 令和4年7月12日から同月26日まで
 - 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び石垣市建設部都市建設課
 - 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

沖縄県立総合教育センター所長 富里一公

- 1 調達する物品等の種類 次世代ネットワーク演習システム賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和4年7月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
 イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター ☎904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

(3) 申請書等の受付期間 令和4年7月12日（火曜日）から同月28日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立総合教育センターが実施する次世代ネットワーク演習システム賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月12日

沖縄県立総合教育センター所長 富 里 一 公

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 次世代ネットワーク演習システム（以下「システム」という。）賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和4年12月28日（水曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和4年7月12日付け沖縄県公報定期第5044号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による次世代ネットワーク演習システム賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和4年7月28日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあっては1日以内、沖縄本島外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応ができると証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和4年7月28日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和4年7月12日（火曜日）から同月28日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和4年7月12日（火曜日）から同月28日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月30日（火曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県立総合教育センターワン館3階第2研修室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和4年7月12日（火曜日）から同月28日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。

- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
 (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 (1) 言語 日本語
 (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
 電報及び電送による入札は、認めない。
 (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 ア 期限 令和4年8月29日（月曜日）午後5時
 イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 ア 日時 令和4年7月19日（火曜日）午前10時
 イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第1研修室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 Next-generation network exercise system (Including installation and maintenance service)
 1 set
 (2) DELIVERY DUE DATE
 December 28, 2022
 (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
 10:00 a.m. July 19, 2022
 (4) DATE FOR BIDS
 10:00 a.m. August 30, 2022
 (5) POINT OF CONTACT
 Okinawa Prefectural General Education Center Office
 3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
 Telephone 098-933-7555

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第4号

定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月12日

沖縄県監査委員	安慶名	均
沖縄県監査委員	新垣真秀	
沖縄県監査委員	上原章	
沖縄県監査委員	山内末子	

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成21年度監査結果報告分)

【病院事業局】

1 県有財産の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む。）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払って

いる古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていなかった。利活用を検討する必要がある。
(北部病院)

(2) 講じた措置の内容

架橋等による医療環境の変化に伴い診療を休止した古宇利診療所及び同看護師住宅について、今帰仁村と協議して施設の利活用を検討してきたところ、令和3年7月に同村から建物の解体撤去及び村有地の返還を要望があったことから、令和4年度予算に建物解体工事費用を計上し、土地の返還に向けた準備を進めている。

(令和2年度監査結果報告分)

【各部局共通】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 証紙に消印が押されていなかったものがあった。

- ・土木建築部（建築指導課及び北部土木事務所）
- ・教育庁（学校人事課）
- ・警察本部（生活安全企画課）

イ 証紙収納簿が作成されていなかったもの、証紙収納簿に登記していなかったものがあった。

- ・知事公室（防災危機管理課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）

ウ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部改正により手数料が改定されたが、誤って旧手数料の額で収納していた。

- ・子ども生活福祉部（子育て支援課）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

イ 証紙収納簿への登記を行った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

ウ 手数料の不足分について、徴収の処理を行った。指摘後、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っていたものがあった。

- ・子ども生活福祉部（保護・援護課、青少年・子ども家庭課及び消費・くらし安全課）
- ・保健医療部（国民健康保険課）
- ・農林水産部（糖業農産課、水産課、水産海洋技術センター及び中央家畜保健衛生所）
- ・商工労働部（マーケティング戦略推進課、ものづくり振興課及び中小企業支援課）
- ・文化観光スポーツ部（文化振興課及び芸術大学）
- ・教育庁（県立学校教育課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

- ・総務部（那覇県税事務所）
- ・子ども生活福祉部（女性相談所、若夏学院及び中央児童相談所）
- ・農林水産部（北部農林水産振興センター）
- ・商工労働部（大阪事務所）

- ・教育庁（美咲特別支援学校）

イ 予定価格調書において、税込額と税抜額を誤って逆に記載していた。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

ウ 予定価格調書において、誤って一桁少ない金額を記載していた。

- ・教育庁（沖縄ろう学校）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 正規の見積書を微取せず、予算執行伺時の参考見積書により契約を締結していたものがあった。

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター、中部農業改良普及センター及び南部農業改良普及センター）

- ・商工労働部（大阪事務所）

イ 予算執行伺に契約予定業者を記載していたものがあった。

- ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【知事公室】

1 収納が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

広告掲載料について、納入通知書の発行の遅れにより、契約書で定める支払期限から最大3か月遅れて収納していた。
(広報課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【総務部】

1 徹底努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和2年度	135,847,956,819	132,940,503,841	125,514,246	2,884,647,582	97.9

令和元年度	138,196,936,370	136,220,953,076	105,447,987	1,931,135,955	98.6
-------	-----------------	-----------------	-------------	---------------	------

対前年度比	98.3	97.6	119.0	149.4	—
-------	------	------	-------	-------	---

(税務課、各県税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
--	-------	-----------	---------

イ 土地貸付料	44,845,427円	6.2%	△0.9%
---------	-------------	------	-------

(管財課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の48.9パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徹底努力を実施している。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受け入れ、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収、共同催告などの支援を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徵収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徵収制度の適正実施の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者等への督促等を図ることにより、収入未済額の縮減に努める。

2 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児休業職員の在職期間を誤ったため、83,975円の不足払いとなっていた。
(総務事務センター)

イ 通勤手当の支給に当たって、支給停止要件の確認を誤ったため、77,000円の不足払いとなっていた。
(総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当、勤勉手当及び通勤手当の不足払いについて、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあった。

(那覇県税事務所)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについて返納の処理を行った。指摘後、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【環境部】

1 徵収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率

行政代執行に係る求償費用 77,302,569円 99.7% △0.3% (環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への催告書の送付、面談や電話による現況確認、金融機関等への財産調査を行うとともに、債権の差押えを行った。令和3年度において、822,311円を回収した。

2 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

業務受託業者が使用している座標測定器等の備品23点（取得金額1,250,250円）について、貸付けの手続がなされていなかった。
(自然保護課)

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【子ども生活福祉部】

1 徵収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額であるもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。

収入未済額 調定額に対する割合 対前年度増加率

ア 生活保護費返還金 199,496,354円 57.3% △6.0%

(保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)

イ 母子父子寡婦福祉資金

貸付金元利収入 91,198,874円 45.6% △7.6%

(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)

ウ 児童福祉施設負担金 27,491,386円 63.3% 5.8%

(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所及び各児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生の防止や、返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和3年度において、18,596,254円を回収するとともに、46,897,262円に相当する債権について履行の延期を承認し、8,972,439円を不納欠損金として整理した。また、平成28年度より中部及び南部福祉事務所に債権管理適正化調査員を各1人配置していたが、令和3年度より新たに北部福祉事務所に1人配置するとともに中部及び南部福祉事務所へ各1人を追加で配置し、債権管理の取組を強化している。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和3年度において、8,212,460円を回収するとともに、1,268,581円を不納欠損金として整理した。

ウ 児童福祉施設負担金については、納入義務者の面談時に負担額についての説明を行い、制度の理解及び納入への意識付けを行い、未収金発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努め、令和3年度において、1,325,550円を回収した。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給に当たって、時給を誤ったため、114,643円の過払いとなっていた。

(南部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

報酬及び期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

20万円以上の物品の購入について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

(北部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

賄い材料の単価契約について、契約保証金納付の免除に該当しない業者に対して、契約保証金を免除していた。

(中央児童相談所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【保健医療部】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、週当たりの勤務時間数を誤ったため、33,634円の過払いとなっていた。

(保健医療総務課)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の燃料費について、書類の不備による契約手続の遅れがあり、職員の私費による支払が繰り返し行われていた。
(総合精神保健福祉センター)

(2) 講じた措置の内容

未払分について、過年度支出の処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

委託業務で構築したシステムについて、備品台帳への登録が行われていなかった。
(看護大学)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあった。
(看護大学)

(2) 講じた措置の内容

報酬、費用弁償の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 受給者証の発行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

自立支援医療受給者証が判定委員会の審査や決裁手続を経ないまま発行されていた。
(総合精神保健福祉センター)

(2) 講じた措置の内容

当該受給者証を回収し、公費負担医療の不正受給分について返納の処理を行った。指摘後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【農林水産部】

1 徹底努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
--	-------	-----------	---------

ア 農業改良資金

貸付金元利収入	270,992,176円	88.8%	△7.9%	(農政経済課)
---------	--------------	-------	-------	---------

イ 沿岸漁業改善資金

貸付金元利収入	33,701,969円	73.9%	△3.6%	(水産課)
---------	-------------	-------	-------	-------

ウ 雑入（実費徴収金）

2,914,099円	4.7%	0.8%	(中央卸売市場)
------------	------	------	----------

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和3年度において、23,304,918円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入について、滞納者に対して分割償還の指導や催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和3年度において、1,831,637円（違約金を含む。）を回収した。

ウ 雑入について、適切かつ能率的な債権管理のための標準債権管理マニュアルに基づき、法人の資力調査及び関係者の所在確認を行う等、引き続き収入未済の解消に取り組むとともに、法人の経営

実態を把握してリスク管理を強化し、新たな未収金の発生を防止する等、適切な債権管理に努めている。保証人への督促等、法的課題について法律顧問に法律相談を行った。

2 納品等の時期の認識が誤っていたもの

(1) 措置の内容

備品購入に当たって、令和元年度予算から支出しているが、納品及び検査が令和2年4月となっていた。
(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、47,713円の不足払いとなっていた。
(宮古農林水産振興センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当の不足払いについて、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

上下水道料金の支出において、財務規則に規定されていない者が資金前渡職員として支出していた。
(農業研究センター名護支所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 屋内飼育棟に設置した循環扇（取得金額3,599,200円）について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。
(水産海洋技術センター)

イ 修繕工事により設置したブロック塀について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。
(南部農業改良普及センター)

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあった。
(村づくり計画課)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについて返納の処理を行った。指摘後、労働基準法及び会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【商工労働部】

1 徹底努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
-------	-----------	---------

ア 小規模企業者等設備導入資金

貸付金元利収入	2,669,992,384円	86.1%	△4.2%	(中小企業支援課)
---------	----------------	-------	-------	-----------

イ 建物明渡訴訟に係る

損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%	(企業立地推進課)
-----	-------------	--------	------	-----------

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区

損害金等諸収入	50,773,221円	36.0%	0.0% (企業立地推進課)
---------	-------------	-------	----------------

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金）に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和3年度において、109,840,336円を回収した。

イ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査を実施しており、引き続き債権回収に向けた取り組みを行う。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区損害金等諸収入について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、引き続き債権回収に向けた取組みを行うとともに、令和3年度は回収困難な債権について1社分785,781円を不納欠損金として整理した。

2 現金の取扱いが適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

現金により収納した寄附金10万円について、金融機関への払込が10か月以上遅れていた。

(大阪事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 債務負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

訓練委託の債務負担行為について、出納員への合議が行われていなかった。

(浦添職業能力開発校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

投影機等の備品5点（取得金額1,312,581円）について、貸付けの手続がなされていなかった。

(労働政策課)

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付け先が今後の借受けを希望しないため、返納処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設備使用許可申請書の金額等が、鉛筆を使用して記載されていた。

(工芸振興センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【土木建築部】

1 徹底努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	496,700,081円	8.8%	△15.1%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,225,083円	9.5%	△8.4%	(住宅課)
ウ 雑入（違約金）	41,477,217円	38.6%	△61.4%	(住宅課)
エ 雑入（損害賠償金）	3,160,510円	100%	48.6%	(住宅課)
オ 土地明渡強制執行原因者負担金	37,538,560円	100%	0.0%	(海岸防災課)

(2) 講じた措置の内容

- ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和3年度において、39,069,937円を回収するとともに、52,235,734円を不納欠損金として整理した。なお、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。
- イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和3年度において、6,670,266円を回収するとともに、235,090円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。
- ウ 違約金について、訪問による催促を行うとともに、回収困難な債権11,623,500円について不納欠損金として整理する等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。
- エ 損害賠償金について、債務者へ納付の督促等を行った結果、令和3年度において、2,987,120円を回収した。
- オ 土地明渡強制執行原因者負担金について、令和3年度において、12,024,159円を不納欠損金として整理した。引き続き、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理を行う。

2 収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

港湾区域使用料及び港湾施設使用料について、沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）で定める期限から3か月以上遅れて収納していた。また、公有水面使用料について、使用許可から3か月以上経過して納入通知書を発行し、納入期限から5か月以上遅れて収納していた。

(北部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県港湾管理条例及び沖縄県海岸占用料等徴収条例（平成12年沖縄県条例第41号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

20万円以上の物品の購入について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。

(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和2年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より147,909,597円（8.6%）減少し1,580,665,605円となっているが、依然として多額となっている。

(病院事業経営課及び各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生の未然防止対策として、保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和3年度において、144,716,586円を回収するとともに、5,010,055円を不納欠損金として整理した。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

- ア 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、37,427円の過払いとなっていた。 (中部病院)
- イ 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、33,590円の過払いとなっていた。 (宮古病院)
- ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、134,587円の過払いとなっていた。 (中部病院)
- エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては138,604円の不足払い、職員Bについては102,721円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについては返納の処理を行い、不足払いについては支給の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 決裁権者の押印がなかったもの

(1) 指摘の内容

委託契約や改修工事において、支出負担行為書に決裁権者の押印がなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 物品の処分手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

固定資産の用途廃止の際、病院事業局長に合議していなかった。また、固定資産の廃棄の際、病院事業局長の承認を受けていなかった。

(北部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【教育庁】

1 支出負担行為に係る事務が適正でないもの

(1) 指摘の内容

整備事業費補助金の支出負担行為について、出納員への合議が行われていなかった。

(保健体育課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、職員Aについては62,669円、職員Bについては58,912円の過払いとなっていた。

(八重山商工高等学校)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、87,518円の過払いとなっていた。

(那覇教育事務所)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、131,416円の過払いとなっていた。

(沖縄水産高等学校)

エ 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、37,510円の過払いとなっていた。

(埋蔵文化財センター)

オ 期末手当の支給に当たって、育児休業職員の在職期間を誤ったため、72,265円の過払いとなっていた。

いた。

(八重山教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについて返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県外学生寮の備品40点（取得金額4,220,408円）について、貸付けの手続がなされていなかった。
(教育支援課)

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

工事請負契約により設置した空調機について、備品台帳への登録が行われていなかった。
(那覇国際高等学校)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

<工事等に関する事項>

(平成29年度監査結果報告分)

【土木建築部】

1 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

安謝川河川改修工事（H28－3）において、先行設置していたパイプループNo.13の継手が後施工したNo.12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。
(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

安謝川河川改修工事（R3－1）において、指摘箇所にコンクリートを打設し、上部の国道等への影響が及ばないよう対策を講じた。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地